

2021年6月21日

各位

京都信用金庫

タブレット端末規定等改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、「京信クイックサービス利用規定」を下記の通り改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定等は、既にお取引をいただいているお客様にも適用いたします。

記

1. 規定の改定日

2021年7月19日（月）

2. 改定する規定（規定名をクリックすると改定後の規定をご覧いただけます）

・ [京信クイックサービス利用規定](#)

3. 主な改定内容（改定部分を下線表示）

改定前	改定後
第3条（利用者） 1.（略） 2.（略） <u>第3項を第4項に繰り下げし、右記の通り</u> <u>第3項を挿入</u>	第3条（利用者） 1.（略） 2.（略） <u>3. ご本人様から取引の委任を受けている</u> <u>代理人は、ご本人様が、第4条のクイック</u> <u>サービス番号の利用を承認した方に限るも</u> <u>のとします。</u>
第4条（暗証番号等） 本サービスで利用する暗証番号は「キャッシュカード暗証番号」 <u>および新たに</u> ご登録 いただく「クイックサービス番号」（以下、 「クイック番号」といいます。）を認証方法 にあわせてご利用いただけます。クイック 番号は適時変更することを推奨します。	第4条（暗証番号等） 本サービスで利用する暗証番号は「キャッシュカード暗証番号」 <u>または新たに</u> ご登録 いただく「クイックサービス番号」（以下、 「クイック番号」といいます。）を認証方法 にあわせてご利用いただけます。クイック 番号は適時変更することを推奨します。